

工事における週休2日制の適用（試行）について

経緯

令和6年4月からの建設業における働き方改革（時間外労働の上限規制）の適用にあたり対応するもの。

■令和6年4月から適用される建設業の時間外労働の上限規制

○法定労働時間・・・ 1日8時間、1週間40時間

○時間外労働の上限規制・・・ 月45時間かつ年間360時間

（災害への対応・除雪などは対象外）

1. 発注方式

原則として、守谷市が発注する**土木工事**（上下水道工事含む）を「**受注者希望型**」とする。現場閉所による週休2日に取り組むもののうち、受注者が工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式。

2. 試行対象工事

原則すべての工事を対象に「受注者希望型」で発注するものとするが、現場閉所が馴染まない工事は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。また、以下に該当する工事は対象外とする。

- (1) 現場作業を行う期間が1か月未満となることが想定される工事
- (2) 現場閉所が馴染まない工事。（例：災害復旧工事のうち、緊急復旧工事）
- (3) 経費補正等基準が定められていない工事

3. 週休2日の考え方（受注者希望型）

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ここでの工事着手日とは、現場作業着手前の測量調査や、資材調達等の準備にかかる期間は含まないものとする。なお、年末年始6日間（12月29日から1月3日）、夏季休暇4日間（8月13日から16日）、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という）が月単位で28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4. 受注者の取組事項

(1) 実施工程表の作成

受発注者協議により週休2日制での施工が決定した受注者は、工事着手までに週休2日制で施工するための実施工程を立て、監督職員と協議し、実施工程表を提出すること。4週8休制を適用する場合は、対象期間の月単位で28.5%（8日/28日）の現場閉所日を設定するものとする。

(2) 下請企業等への周知

週休2日制による施工について、下請企業等に説明を行ったうえで実施すること。また、表示板（工事中看板）及び工事説明看板に週休2日制で施工することを明示すること。

(3) 現場閉所実績書類の整備

受注者は、現場閉所の実績について「取得報告書」を整備し、監督職員から求めがあった場合は、速やかに提出すること。なお、「取得報告書」は、以下の内容を整理し報告書として整備し、月ごとに取りまとめ、監督職員へ提出すること。

- ・工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類（週間工程表、作業日報等）
- ・月単位で現場閉所日の割合が把握できる書類（現場閉所日を集計した資料等）

5. 積算方法等（受注者希望型）

監督職員は、現場閉所の実績について、受注者から提出された「取得報告書」に基づき達成状況を確認し、達成状況（4週8休以上、4週7休以上4週8休未満、4週6休以上4週7休未満）に応じて各経費の補正係数を変更し、請負代金額を変更するものとする。

現場閉所の達成状況の確認は以下の通りとする。

【4週8休以上】

現場閉所率または休日率が月単位で28.5%（8日/28日）以上の場合

【4週7休以上、4週8休未満】

現場閉所率または休日率が月単位で25%（7日/28日）以上28.5%未満の場合

【4週6休以上、4週7休未満】

現場閉所率または休日率が月単位で21.4%（6日/28日）以上25%未満の場合

6. 週休2日制確保の確認方法（受注者希望型）

(1) 受注者は、現場閉所の実績について「取得報告書」を整備し、監督職員から求めがあった場合は、速やかに提出すること。なお、「取得報告書」は、以下の内容を整理し報告書とし、月ごとに取りまとめて監督職員へ提出すること。

- ・工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類（週間工程表、作業日報等）
- ・月単位で現場閉所日の割合が把握できる書類（現場閉所日を集計した資料等）

(2) 週休2日制の達成状況は、受注者から月ごとに提出される「取得報告書」を基に、月単位での達成状況を確認する。受注者側の週休2日への取組状況が十分でない場合は、受発注者協議し、改善に取組むものとする。なお、降雨・降雪等における予定外の現場閉所についても、休日に含めることに留意すること。

7. 入札説明書等への明示

発注者は、現場説明書及び特記仕様書に当該工事が試行対象である旨を記載する。

現場説明書記載例（受注者希望型）

本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制適用工事（受注者希望型）」の試行である。
週休2日制に掛かる費用については、設計変更の対象とする。
詳細については、特記仕様書によるものとする。

特記仕様書記載例（受注者希望型）

「第〇条 週休2日制適用工事」

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制適用工事（受注者希望型）」の試行である。

受注者は、週休2日を希望する場合は、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取組む旨を協議するものとする。週休2日を希望しない場合は、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取組まない旨を通知するものとする。なお、週休2日を希望しない場合は次項からの項目は対象外とする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

①週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

②対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ここでの工事着手日とは、現場作業着手前の測量調査や、資材調達等の準備にかかる期間は含まないものとする。なお、年末年始6日間（12月29日から1月3日）、夏季休暇4日間（8月13日から16日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

③現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

④4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、月単位で28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3. 実施工程表の作成

受発注者協議により週休2日制での施工が決定した受注者は、工事着手までに週休2日制で施工するための実施工程を立て、監督職員と協議し、実施工程表を提出すること。4週8休制を適用する場合は、対象期間の月単位で28.5%（8日/28日）の現場閉所日を設定するものとする。

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、先に提出する実施工程表や週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合は、連絡は不要である。

5. 受注者は、週休2日制適用工事である旨を明示（工事看板等）する。

6. 受注者は、現場閉所の実績について「取得報告書」を整備し、監督職員から求めがあった場合は、速やかに提出すること。なお、「取得報告書」は、以下の内容を報告書として整備し、月ごとに取りまとめ、監督職員へ提出すること。

- ・工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類（週間工程表、作業日報等）
- ・月単位で現場閉所日の割合が把握できる書類（現場閉所日を集計した資料等）

7. 現場閉所の実績について、受注者から提出された「取得報告書」に基づきを確認し、達成状況（4週8休以上、4週7休以上4週8休未満、4週6休以上4週7休未満）に応じ補正係数を労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じて請負代金額を変更するものとする。

附則

本概要は、令和6年10月1日以降に入札契約手続きを開始する工事に適用する。